補助金調書

補助金名	上水道事業費補助金			担当課 （連絡先）	水道局総務部経理課 （TEL 092-483-3115 ）
交 付 先	□ 団体	水道事業会計		区分	外郭団体等への補助金
交付先決定方法	□ 非公募	（公募の場合） 公募時期			
（公募の場合） 応募要件					
（非公募の場合） 非公募の理由	法令（地方公営企業法第17条の2）により補助対象が特定されているため。				
補助開始年度	大正12 年度	経過年数	92 年度		
補助金の目的 及び 補助対象事業	【目的】 地方公営企業法に定める経営に関する独立採算の基本原則を堅持しながら，地方公営企業の経営の健全化を促進し，その経営基盤を強化するため。 【補助対象事業】 ・水源開発補助金　・児童手当に係る補助金 ・福岡地区水道企業団に対する補助金　・福岡市水道水源かん養事業に対する補助金				
補助金の終期	設定しない	延長回数	0 回		
終期を延長する 理由					
交付対象経費及び 補助金の算定方法等	□ その他	【補助対象経費、補助金額の算定方法・考え方】 ・「地方公営企業繰出金について（総務省通知）」（繰出基準）に基づく経費 ・福岡市水道水源かん養事業に係る事業費（基金目的事業）　等			
（間接補助の場合） 間接補助とする理由 及び再交付先への配 分基準、審査基準	【間接補助の理由、再交付の配分基準・審査基準】 ・福岡地区水道企業団に対する補助金 一部事務組合である福岡地区水道企業団が過去に行った水源開発・広域化事業に対する利息支払額の一部を水道事業会計にて負担しているが，当該経費が総務省の定める繰出基準に該当しているため。 →再交付の算定方法：福岡地区水道企業団が過去に行った水源開発・広域化事業に対する利息支払額に7/30を乗じた額のうち，福岡市の出資比率58.31%(企業団の利水容量のうち，福岡市の配分比率)を乗じた額。 ・福岡市水道水源かん養事業に対する補助金 当該事業は基金事業であり，基金の運用は一般会計にて行っているが，実際の事業に関しては，水道局の事業として水道事業会計が行っている。事業に要した経費については，一般会計が基金より取り崩した金額を水道事業会計が補助金として受け入れているため，事業を通じて市民団体等に支払われる補助金・助成金については，間接補助となる。 →再交付の算定方法：福岡市市民団体水道水源かん養等活動助成金交付要綱，福岡市水源林ボランティア活動助成金交付要綱				

交付状況等 【上段：交付件数】 【下段：決算】 （※1）	当該年度	前年度	前々年度	前々々年度
	件	3（1） 件	4 件	4 件
	249,508 千円	151,933（93,839） 千円	248,333 千円	296,436 千円

前年度補助事業 の主な実施概要	【水源開発補助金】 19,809千円 平成元年度以前の国庫補助対象事業費の7/30に相当する企業債の利息。 【福岡地区水道企業団に対する補助金】 112,707千円 福岡地区水道企業団が過去に行った水源開発・広域化事業に対する利息支払額の一部。 【児童手当に係る補助金】 19,417千円 地方公営企業職員（水道局）に係る児童手当に要した経費の一部。 【福岡市水道水源かん養事業に対する補助金】（93,839千円） 福岡市の水道水源のかん養機能の向上，水源地域の活性化等を図る事業。
補助金交付 による効果	・地方公営企業の経営の健全化の促進，経営基盤の強化 ・福岡市の水道水源のかん養機能の向上，水源地域の活性化

※1：金額総額であり、複数の団体等に交付している場合、個々の団体等への交付額等を示すものではありません。なお、当該年度は当初予算額を記載しております。また、前年度決算額について、補助額の確定が未了のものは、交付件数および交付決定額を外数として（）書きで記載しております。